

農作物被害防止柵（電気柵）設置の注意点

野獣の侵入や家畜の脱出を防ぐための電気柵を設置する場合には、事故が起きないように下記についてご注意いただきますようお願いします。

◎電気柵を設置する場合

- 1 安全確認がされた資材を使用すること。
- 2 家庭用の電気コンセントを電源とする場合は、漏電遮断器を設置すること。
- 3 見やすい位置に読みやすい文字で危険表示看板を設置し、注意喚起すること。
- 4 河川や道路などに設置する場合は施設管理者に許可をとること。既に設置している場合は、速やかに報告・相談を行うこと。

◎電気柵を設置後

- 1 定期的（日常的）に電気柵の点検を行い、必要があれば補修等を行うこと。
- 2 子どもや体の弱っている方が電気柵に近づかないように地区内で電気柵の情報を共有すること。

立山町農林課・立山町鳥獣害対策協議会
TEL：076-462-9973（直通）
FAX：076-463-1254